

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（本則関係）	1
○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）（抄）（附則第二条関係）	5
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）（附則第三条関係）	14
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（附則第四条関係）	15

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十条―第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（情報システム整備計画）</p> <p>第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下この節において単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところ</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十条・第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（情報システム整備計画）</p> <p>第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところ</p>

ろにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第十八条第一項を除き、以下同じ。）とその相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 （略）

第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

（公共情報システムの整備等におけるクラウド・コンピューティング・サービスの共同利用）

第十八条 内閣総理大臣は、クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。以下この項及び次項において同じ。）を適切かつ効果的に活用することにより公共情報システム（国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、公共情報システムの整備又は運用において国と国以外の当該整備又は運用を行う者（次項及び次条第一項において「公共情報システム整備運用者」という。）とが共同してクラウド・コンピューティング・サービスを利用することができるようにするために当該共同利用の条件に関する契約の締結その他の必要な措置を講じなければならぬ。

2 国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとする

ろにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 （略）

第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

（新設）

きは、当該公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、前項の規定に基づき講ずる措置を通じて国と公共情報システム整備運用者が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービス（以下この条及び次条第一項において「共同利用クラウド・コンピューティング・サービス」という。）を利用することについて検討を行い、その結果に基づいて当該公共情報システムの整備を行わなければならない。

3 国の行政機関等以外の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとするときは、国の行政機関等が前項の規定に基づいて行う検討及び公共情報システムの整備に準じて、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する検討及びその結果に基づく当該公共情報システムの整備に係る取組を行うよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、国の行政機関等以外の行政機関等が行う前項の取組を支援するため、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスに関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭の保管）

第十九条 内閣総理大臣は、公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を図るために、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用の条件に関する内閣総理大臣と当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事

（新設）

業者との契約において、公共情報システム整備運用者が当該事業者に支払うべき当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金について内閣総理大臣が当該公共情報システム整備運用者から納付を受けた上で内閣総理大臣から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた料金その他の公共情報システム整備運用者の当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭を保管することができる。

2 前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第五章 雑則

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第二十条 (略)

2 (略)

第二十一条～第二十三条 (略)

第五章 雑則

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十八条 (略)

2 (略)

第十九条～第二十一条 (略)

○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基
本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二条（略）</p> <p>目次中「第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）」を「 第四節 特定法人事項変更届出に関する特例（第十二条―第十四 第五節 その他の施策（第十五条・第十六条） 条）」に、「第十四条・第十五条」を「第十七条・第十八条」に 、「第四章 情報通信技術の効果的な活用に関する施策（ 第五章 雑則（第二十条―第二十三条） 第十六条―第十九条）」 を 第五章 情報通信技術の効果的な活 用に関する施策（第十九条・第二十条） を 第六章 雑則（第二十五条―第二十 八条）</p>	<p>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）」を「 第四節 特定法人事項変更届出に関する特例（第十二条―第十四 第五節 その他の施策（第十五条・第十六条） 条）」に、「第十四条・第十五条」を「第十七条・第十八条」に 、「第四章 情報通信技術の効果的な活用に関する施策（ 第五章 雑則（第十八条―第二十一条） 第十六条・第十七条）」 を 第五章 情報通信技術の効果的な活 用に関する施策（第十九条・第二十条） を 第六章 雑則（第二十三条―第二十 六条）</p>

に改める。

（略）

（略）

（略）

第六条第一項中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第二十三条を第二十八条とし、第二十二條を第二十七條とし、

に改める。

第一条中「施策及び」を「施策、国の公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第四章において同じ。）の整備及び改善の推進に関する施策並びに」に改める。

第三条第八号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第二項第五号中「迅速に」を「迅速かつ的確に」に改め、「行うために」の下に「データ（電磁的記録として記録された情報をいう。以下同じ。）に関して」を加え、同号イ中「電磁的記録において用いられる」を「データに含まれる」に、「統一し、又はその」を「統一することその他の措置により、データの仕様を共通化し、又はデータの」に改め、「いう」の下に「。第十九条第二項第五号及び第二十條第二項において同じ」を加え、同号ロ中「機能又はデータ」を「データ又は機能」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ データの品質の確保（データを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保することをいう。第十九条第二項第四号において同じ。）

第五条第三項中「事務」の下に「について」を加える。

（新設）

第二十一条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第

第二十一条を第二十六条とし、第二十条の前の見出しを削り、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

（略）

第四章中第十九条を第二十四条とし、第十六条から第十八条までを五条ずつ繰り下げ、同章を第五章とする。

（略）

第十九条を第二十四条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十七条を第二十一条とし、第十六条を第二十一条とし、同章を第五章とする。

第三章中第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

（公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等）

第十九条 政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであつて、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならない。

2 公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針

-
- 三 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期
 - 四 国の公的基礎情報データベースを構成するデータに係るデータの品質の確保に関する事項
 - 五 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項
 - 六 その他国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する事項
 - 三 内閣総理大臣は、公的基礎情報データベース整備改善計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、公的基礎情報データベース整備改善計画を公表しなければならない。
 - 五 前二項の規定は、公的基礎情報データベース整備改善計画の変更について準用する。
(国の公的基礎情報データベースの整備及び改善等)
 - 第二十条 国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従つて国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。
 - 二 国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報デー
-

(略)

データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあつては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあつては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

3 国の行政機関等は、第一項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、これと併せて、当該国の公的基礎情報データベースを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が第一項及び前項の規定に基づき講ずる措置に準じて、その保有する公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章第四節中第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 特定法人事項変更届出に関する特例

(定義)

第十二条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定法人事項 法人の名称その他の当該法人に係る登記事

項であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。

二 特定法人事項変更登記情報 特定法人事項についての変更の登記があつた場合における当該変更の登記に係る情報であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。

三 特定法人事項変更届出 他の法令の規定による届出のうち、当該他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されているものであつて、主務省令・法務省令で定めるものをいう。

(特定法人事項変更登記情報の求め及び提供)

第十三条 特定法人事項変更届出に関して特定法人事項変更登記情報を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日(次項及び次条第二項において「休日」という。)を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出対象法人(当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されている法人をいう。以下この節において同じ。)の法人番号その他主務省令・法務省令で定める事項を通知して、特定法人事項変更届出対象法人に係る特定法人事項変更登記情報の提供を求めらるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた法務大臣は、当該求めに係る特定法人事項変更届出対象法人について、当該求めを受けた日(以下この項において「請求日」という。)に特定法人事項についての変更の登記があつたときは、当該請求日の翌日(当該

日が休日である場合にあっては、当該日後の直近の休日でない日）までに、当該求めをした行政機関等に対して、当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報を提供するものとする。

3 特定法人事項変更登記情報に関する第一項の規定による求め及び前項の規定による提供は、行政機関等の使用に係る電子計算機及び法務大臣の使用に係る電子計算機が電気通信回線を通じて接続された情報交換システム（デジタル社会形成基本法第二十二条に規定する情報交換システムをいう。）を利用して行うものとする。

（特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合の特例）

第十四条 行政機関等が前条の規定による特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合における当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時において、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす。ただし、当該記録がされた時までに当該変更についての特定法人事項変更届出が行われていた場合その他主務省令・法務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項変更届出対象法人が特定法人事項の変更があった日から起算して一定の期間が経過する日（以下この項において「届出期限日」という。）までに当該

特定法人事項変更届出を行わなければならないことが定められている場合において、届出期限日（届出期限日が休日である場合にあっては、当該届出期限日前の直近の休日でない日）の前日までに特定法人事項についての変更の登記があったにもかかわらず、前条第三項の情報交換システムに係る障害その他の特定法人事項変更届出対象法人の責めに帰することができない事由により、届出期限日の翌日以降に当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることとなったときにおける当該他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更についての特定法人事項変更届出は、届出期限日までに行われたものとみなす。

3 行政機関等は、前二項の規定により特定法人事項変更届出が行われたものとみなされたときは、主務省令・法務省令で定めるところにより、直ちに、当該特定法人事項変更届出対象法人に対して、その旨を通知するものとする。

附 則

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十三条 デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「及び同条第十五項」を、「同条第八項に規定するカード代替電磁的記録及び同条第十六項」に改め、同項第十三号中「第四条第二項第五号ロ」を「第四条第二項第

附 則

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十三条 デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「及び同条第十五項」を、「同条第八項に規定するカード代替電磁的記録及び同条第十六項」に改め、同項第十三号中「第四条第二項第五号ロ」を「第四条第二項第

五号ハ」に改め、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第十八条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号の次に次の一号を加える。

二十 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十三条第三項の規定による情報交換システムの整備及び管理に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第十四条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の項中「第二十二條」を「第二十七條」に改める。

五号ハ」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十三条第三項の規定による情報交換システムの整備及び管理に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第十四条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の項中「第二十条」を「第二十五条」に改める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十八条第二項に規定する共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用に関すること。</p> <p>二十一～二十四（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十～二十三（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																																	
<p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</td> <td style="text-align: center;">第二十二條</td> <td style="text-align: center;">又は各省</td> <td style="text-align: center;">、復興庁又は各省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">又は省令</td> <td style="text-align: center;">、復興庁令又は省令</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	（略）	（略）	（略）	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）	第二十二條	又は各省	、復興庁又は各省	（略）	（略）	又は省令	、復興庁令又は省令	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</td> <td style="text-align: center;">第二十條</td> <td style="text-align: center;">又は各省</td> <td style="text-align: center;">、復興庁又は各省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">又は省令</td> <td style="text-align: center;">、復興庁令又は省令</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	（略）	（略）	（略）	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）	第二十條	又は各省	、復興庁又は各省	（略）	（略）	又は省令	、復興庁令又は省令	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）																																
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）	第二十二條	又は各省	、復興庁又は各省																																
（略）	（略）	又は省令	、復興庁令又は省令																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）	第二十條	又は各省	、復興庁又は各省																																
（略）	（略）	又は省令	、復興庁令又は省令																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																